

組織

市役所の体制が変わりました
令和3年度 市役所の組織体制

問い合わせ 総務課 石神真由美 ☎ (23) 0051

組織体制の主な変更点

- ▶ 「管理情報課」を「管理検査課」に課名変更
- ▶ 管理情報課の「情報政策係」を独立させ「デジタル推進課」を設置
- ▶ 「防災課」を「危機管理課」に課名変更
- ▶ 社会福祉課の「高齢者支援係」を「長寿介護課」に移管
- ▶ 「社会福祉課」に「福祉相談支援係」を設置
- ▶ 「商工振興課」と「観光課」を統合し、「商工観光課」を設置
- ▶ 「建設管理課」と「建設課」と「建築整備室」と「都市計画課」を統合再編し、「建設課」と「公園公共建築課」と「都市住宅課」を設置
- ▶ 「社会教育課」に「図書係」を設置
- ▶ 社会教育課内の「スポーツ推進室」を独立させ「スポーツ推進課」を設置

旧組織		新組織	
総務部	管理情報課	情報システム係 入札検査係 情報政策係	総務部 管理検査課 施設管理係 入札検査係
	防災課	危機管理係 原子力防災係 消防係	デジタル推進課 デジタル推進係
福祉こども部	社会福祉課	地域福祉係 障害者支援係 高齢者支援係	福祉こども部 社会福祉課 危機管理係 原子力防災係 消防係
	長寿介護課	介護保険係 地域包括ケア推進係	健康推進部 長寿介護課 介護保険係 地域包括ケア推進係 高齢者支援係
産業経済部	商工振興課	商工振興係	産業経済部 商工観光課 商工振興係 観光振興係 観光施設係
	観光課	観光振興係 観光施設係	
建設部	建設管理課	管理係 維持係	建設部 建設課 管理係 道路係 河川係
	建設課	道路係 河川係	
	建築整備室	建築整備係	
教育文化部	社会教育課	社会教育係 文化振興係	教育文化部 社会教育課 社会教育係 図書係 文化振興係
	スポーツ推進室	スポーツ推進係	
	スポーツ推進課	スポーツ推進係	

*変更した部署のみ掲載しています。

組織

本年度もよろしく申し上げます
令和3年度 市役所の人事体制
 問い合わせ 総務課 石神真由美 ☎ (23) 0051

自治

自治振興のリーダー
令和3年度 地区長・区長・町内会長のお知らせ
 問い合わせ 地域振興課 宮崎玲菜 ☎ (23) 0053

- ▶ (建設理事 森西洋之)
- ▶ (総務部) 大石光良 (危機管理監 桑田浩之) (総務課長 源間成紀) (管理検査課長 佐々木悟) (デジタル推進課長 小林大助) (危機管理課長 森田克彦)
- ▶ (企画政策部) 辻村浩之 (企画政策部長 隆) (政策監 大石 隆) (秘書政策課長 竹内英人) (地域振興課長 萩原貴憲) (情報交流課長 大石佳伸) (財政課長 櫻井康章)
- ▶ (市民生活部) 山本喜宣 (市民生活部長 紅林敏郎) (市民課長 内藤治彦) (国保年金課長 藤田圭一) (税務課長 藤田圭一) (環境課長 瀧井井裕)
- ▶ (福祉こども部) 河原崎貞行 (福祉こども部長 横山和久) (社会福祉課長 永野智芳) (子ども子育て課長 榎葉清澄) (こどもセンター長 柴 直子)
- ▶ (健康推進部) 鈴木郁美 (健康推進部長 河原瑞穂) (健康推進課長 植田伸也) (長寿介護課長 田形正典) (産業経済部長 名波克仁) (農林水産課長 原口克也) (お茶振興課長 松坂正年)
- ▶ (産業経済部) 田形正典 (産業経済部長 名波克仁) (農林水産課長 原口克也) (お茶振興課長 松坂正年)
- ▶ (商工観光課長 福代英正) (企業立地推進課長 山本英広) (建設部) 山田哲士 (建設部長 池田 武) (建設課長 石原直樹) (公園公共建築課長 前田明人) (都市住宅課長 前田明人) (牧之原市IC北側整備事務所長 吉添智宏) (新拠点整備室長 西川浩年) (水道課長 前田里芳)
- ▶ (教育文化部) 内山卓也 (教育文化部長 水野敬子) (教育総務課長 杉田雅良) (学校教育課長 八木康仁) (社会教育課長 八木康仁) (スポーツ推進課長 大石昌秀)
- ▶ (会計) (会計管理者兼会計課長 松下保弘)
- ▶ (議事事務局) 原口 亨 (議事事務局次長 本杉裕之)
- ▶ (監査委員事務局) (監査委員事務局長 松下和久)
- ▶ (広域施設組合) (環境保全センター所長 水野浩充)
- ▶ (榛原病院組合) (榛原病院組合事務局長 植松順弘)
- ▶ (保育園・幼稚園・相良こども園関係) (勝間田保育園長 市川美也子) (坂部保育園長 山本恵子) (菅山保育園長 増田知恵) (秋間保育園長 大窪妙子) (地頭方保育園長 高塚ユリ) (牧之原保育園長 小田知恵子) (相良こども園長 松下志保子) (地頭方幼稚園長 友田郁子)

地区長 (敬称略)

相良地区	八木儀一	萩間地区	畠 寿夫	川崎地区	大石一尋	勝間田地区	櫻井秀夫
片浜地区	大石茂生	地頭方地区	海野 実	細江地区	石神壽方治	坂部地区	板倉 元
菅山地区	由中行男	牧之原地区	大崎信博				

区長 (敬称略)

相良区	板倉紀之	菅山区	田中行男	牧之原区(相良)	小粥秀明	静波区	大石一尋
福岡区	久保秀夫	中里区	絹村 剛	地頭方区	戸塚辰芳	細江区	石神壽方治
波津区	八木儀一	白井区	太田靖司	落居区	植田一博	川崎区	栗林高湯
須々木区	赤堀芳彦	神寄区	畠 寿夫	豊岡区	海野 実	勝間田区	櫻井秀夫
大沢区	藤野昌利	西萩間区	鈴木正巳	新庄区	松下政志	牧之原区(榛原)	大崎信博
大江区	矢部友昭	東萩間区	水野 剛	遠渡区	齋藤 保	坂部区	板倉 元
片浜区	大石茂生						

町内会長 (敬称略)

1丁目	木下正博	青池	大石道則	新戸	松浦郁夫	勝田下	中由 明
2丁目	本杉和秀	寄子	加藤 保	庄内	今村康治	三栗	大石義弘
3丁目	滝井 博	西福田	曾根美次	鹿島	久保田和宏	朝生	加藤年昭
4丁目	鈴木靖幸	東福田	鈴木章文	日機装	石川 大	牧之原北	由中宏明
東5丁目	大石秀樹	根松	川村太巳夫	仁田	永田節造	布引原	山本 篤
西5丁目	横田多門	堀の内	桑由勝久	道場	滝 博昭	牧之原中央	青島康之
6丁目	八木 孝	時ヶ谷	山田登志雄	追廻	戸塚則好	牧之原南	大石守昭
仲町	畑 禎之	道上	西田信義	中	中野俊廣	坂部第1	杉本 篤
10丁目	松浦佳則	後原	大石祥行	勝間下	櫻井新治	坂部第2	良知 衛
11丁目	加藤友治	谷の口	山口益男	勝間上	山本之敏	坂部第3	神崎敏一
12丁目	牧野輝行	橋向	櫻田敏雄	切山下	西下勝巳	坂部第4	鈴木 豊
東慶林	八木一弘	藤沢	藤浪勝弘	切山中	村松正志	坂部第5	大石一巳
県営住宅	辻 昭哉	橋柄	飯塚芳啓	勝田上	村松良美	坂部第6	清水正明

後期高齢者医療制度は、対象となる被保険者全員に保険料を納めていただいています。保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されています。また、保険料率（均等割額と所得割率）は、静岡県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに算定しています。

【令和2年度・令和3年度の保険料率など】
 ▶ 所得割率 = 8.07% ▶ 均等割額 = 4万2,100円 ▶ 賦課限度額 = 64万円

改正点

1. 保険料軽減特例の見直しについて

平成31年1月11日付け厚生労働省事務連絡「後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直しについて」において、低所得者の均等割に対する軽減特例の見直しが示され、令和3年度から下表のとおり算定が実施されます。

対象者の所得要件（世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計）	均等割の軽減割合		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者などの数-1)	8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得なし）	8割	7割	

2. 均等割額の軽減判定基準の見直し

一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人が2人以上いる世帯は、平成30年度税制改正大綱による見直し後において、軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しが行われます。

軽減割合	現行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者などの数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数	基礎控除(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数	基礎控除(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)

* 詳細は、8月発送予定の保険料額決定通知を確認してください。

保険

後期高齢者医療保険制度
保険料軽減率などが一部改定されます

問い合わせ 国保年金課 飯塚信久 ☎ (23) 0023

商工

市では、中小企業者・個人事業主・起業をお考えの人などからのさまざまな相談を無料で受け付け、課題の解決に向けて支援するサポートセンターを開設しています。経営改善や創業、事業承継や雇用確保に関するお悩みなど、どんなことでも気軽に相談してください。

「まきサポ」概要

開催日	毎月第2・4金曜日
相談時間	1件につき80分程度（1日4件まで） ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～
会場	カタショー・ワンラボ（旧片浜小学校）南棟 203会議室 （牧之原市片浜1216番地1）
対象	市内在住・在勤者、市内で創業を予定している事業者
申込方法	事前予約制です。 指定の相談申込書に必要事項を記入の上、FAX または電子メールで申し込んでください。相談申込書は、市商工観光課、牧之原市商工会、市内金融機関に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
申込先	市商工観光課 ☎ 23772 ✉ shoukou@city.makinohara.shizuoka.jp

令和2年度「まきサポ」利用状況

■相談件数など

【相談者数】19人 【相談件数】延べ55件

■男女比率

【男性】延べ33人 【女性】延べ22人

■相談区分別件数（上位）

【1位】販路開拓・拡大（43件） 【2位】その他・経営全般（21件） 【3位】経営方針（13件）

「まきサポ」をご利用ください
 問い合わせ 商工観光課 増田真也 ☎ (53) 2647

相談

新型コロナウイルス・ワクチン接種に関連するトラブルに注意
 新型コロナウイルス感染症に使用した消費者トラブルが発生しています。

新型コロナウイルス・ワクチン接種に関連するトラブルに注意
 ひとりで悩まず相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 桑田義明 ☎ (23) 0088

具体的な事例とアドバイス

- ① 保健所を名乗り、「マスクと検査キットを送る」と言って、家族構成など個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。
 ↓ 行政機関から電話・メールで個人情報を求めることはありません。
 - ② 「新型コロナウイルススワクチンが接種できる。後日返金するので、お金を振り込むように」と保健所を名乗る電話があった。
 ↓ ワクチン接種費用は全額公費で負担されるため、無料です。
 - ③ コロナの影響で収入が減ったため、費用も手間もかけずにもうかるネットビジネスや投資などの副業をインターネットで探し、情報商材を購入したが、だまされた。
 ↓ SNSを通じたもうけ話やうまい話をうのみにしないようにしましょう。メールだけのやりとりは危険です。また、クレジック
 - ④ インターネットで新型コロナウイルスの抗原検査、PCR検査キット、抗体検査キットを売っていた。正しく判定されるのか？
 ↓ 陰性と判定されても、現在、感染しているかどうかの判定ができるものではありません。
 - ⑤ 身に覚えのないマスクなどの商品が送りつけられてきた。
 ↓ 慌てて業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。
 - ⑥ 「コロナを予防する」と書かれた商品が売られていた。
 ↓ 現時点では、新型コロナウイルスの予防をうたう商品に合理性などは確認されていません。
- その他、新年度への切り替わりで、引越しや退去に伴うトラブルも発生しがちです。
 困ったときは、相談員が解決の方法を一緒に考えます。あきらめずに、市民相談センターに相談してください。

福祉

4月から食料回収ボックスを常設

市では、毎年フードドライブ活動を展開し、フードバンク事業に参加しています。
 この活動は、認定特定非営利活動法人「フードバンクふじのくに」を通じて、生活に困っている人に食の支援を行うものです。

フードドライブ活動を通年実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内における食料支援の需要が増加しています。そのため、従来は年2回実施していたフードドライブ活動を、通年実施することとしました。
 4月から、食料回収ボックスを市役所の榛原・相良両庁舎およびさざんかの各ロビーに常設しています。ぜひ、ご家庭に眠っている食料の提供にご協力ください。

なお、従来の8月・1月のフードドライブ活動期間中については、郵便局やご協力いただいているスーパーマーケット、市内公立保育園などにも食料回収ボックスを設置します。



さざんかに設置されたボックス

問い合わせ 社会福祉課 鈴木嘉人 ☎ (23) 0070